

危機管理センター自動販売機設置業者募集要領

1 趣旨

この要領は、岩手中部水道企業団危機管理センターにおいて自動販売機の設置を希望する者を対象として、公募方式により自動販売機設置業者（以下「設置者」という。）を選定するため、応募に必要な事項を定めたものです。

2 募集する自動販売機の種類、設置場所及び条件等

- (1) 種類 清涼飲料水等 1台
- (2) 設置場所 北上市藤沢15地割74番地3
危機管理センター 1階 エレベーターホール
※平面図をご参照ください。
- (3) 設置面積 1.5m²（自動販売機本体及び回収ボックスを含む）
- (4) 設置条件
- ア 転倒防止のため、「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、できる限り建物に負担が掛からない方法で対策を講じてください。
 - イ 搬入、設置、電気料、維持管理に係る費用は、設置者の負担とします。
 - ウ 自動販売機には、検定証印又は基準適合証印の有効期限が経過していない個別の電気量メーター（以下、「子メーター」という。）を設置してください。
 - エ 子メーターにより計測した自動販売機の電気使用量を、危機管理センターの電気量メーター（以下、「親メーター」という。）により計測した電気使用量で除した値に、危機管理センターの電気料（基本料金を除く）を乗じて得た額を自動販売機の電気料とします。
※自動販売機の電気量＝子メーターにより計測した電気使用量 / 親メーターにより計測した電気使用量 × (危機管理センターの電気料 - 危機管理センターの基本料金)
 - オ 設置する自動販売機は、ユニバーサルデザイン対応とします。
 - カ 営業に当たっては、食品衛生法等の法令を遵守してください。
 - キ 自動販売機の維持管理、商品補充、機器内の金銭管理は設置者が行ってください。
 - ク 自動販売機及びその周辺を清潔に保つとともに、販売品目にあった回収ボックスを設置し、適正に空き缶等の空容器を回収、処分してください。回収ボックスに収納された容器は、自社他社販売品、持ち込み等問わずすべて設置事業者の責任で回収し、処分してください。
 - ケ 水道等の給排水設備はありません。
 - コ 設置した自動販売機の売上について、販売単価、販売数量、売上金額を四半期最終月（6月、9月、12月、3月）の翌月末までに提出してください。
 - サ 販売品の構成については企業団と事前協議することとし、販売価格は標準小売価格を上回らないようにしてください。
 - シ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において迅速に対応

してください。

3 募集の流れ

参加希望者は、参加申込書に必要事項を記載し、次のとおり提出してください。

(1) 受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月6日（金）午後5時必着

(2) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要がわかるパンフレット等
- ウ 自動販売機の内容がわかるカタログ等

(3) 提出先

〒024-0013 北上市藤沢15地割74番地3 岩手中部水道企業団危機管理課

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 提出上の注意事項

- ア 提出された書類は返却しません。
- イ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

4 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づくによる再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 国及び地方公共団体の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 北上市、花巻市、紫波町内に本店若しくは事業所（営業所、工場等）を有する法人であり、市・町税、法人税、消費税及び地方消費税に未納額がない者であること。
- (5) 自動販売機の設置・管理業務について、3年以上営業を行っている者であること。

5 注意事項

- (1) 提出書類に事実と異なる内容を記載した者は失格とします。
- (2) 設置者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、岩手中部水道企業団行政財産の使用許可規程第2条及び第3条の規定に基づき、使用許可を受けて使用します。
- (3) 使用許可を受けた者には、岩手中部水道企業団行政財産の使用許可規程に定める諸条件が付加されます。また、設置場所の使用料及び自動販売機の電気料が徴収されます。
- (4) 業務の第三者への譲渡又は請負は禁止します。
- (5) 使用許可の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、以降2年間に限り更新ができますとしますが、4の各号に該当するなど、特別の事情がある場合は更新をしません。
- (6) 条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議して定めます。

6 自動販売機設置までの手順

(1) 設置者の内定

設置予定数（1台）を超える応募があった場合は、抽選により内定者を決定します。

抽選は令和8年2月12日（木）午前10時から危機管理センターで行い、参加しない場合は失格となります。

(2) 行政財産使用許可申請書の提出

内定者には、令和8年2月27日（金）までに、行政財産使用許可申請書を提出していただくことになります。

なお、提出期限までに申請書の提出がない場合は、内定は取り消しとなります。

また、この要領に記載した要件等に違反する事実が確認された時は、許可されない場合があります。

(3) 許可書の送付

内定者の行政財産使用許可申請書を受けてから、1週間以内に行政財産使用許可書を交付します。なお、この許可書により設置者に決定したこととなります。

(4) 自動販売機の設置

設置者は、使用許可日以降に設置作業を行ってください。

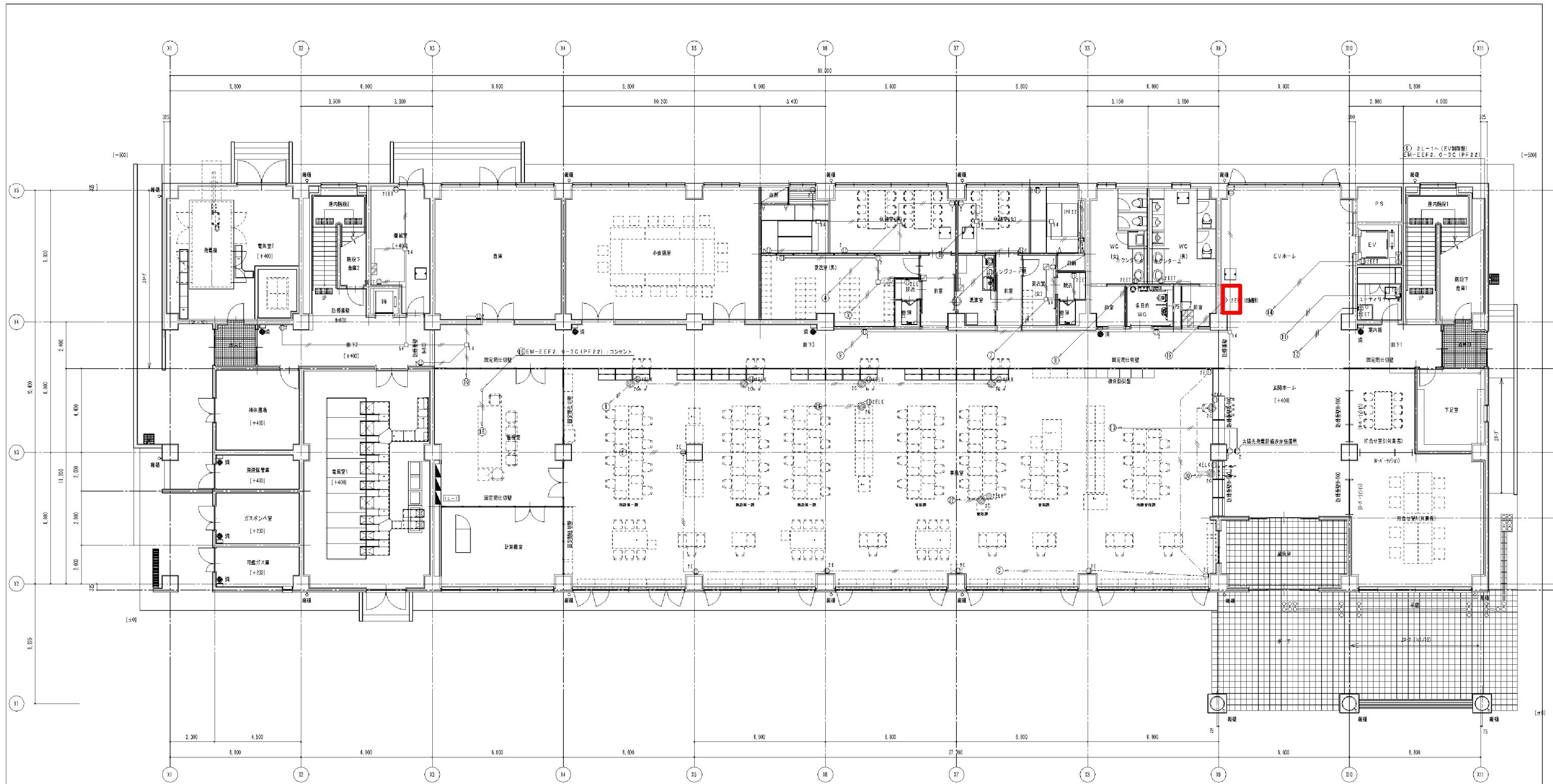
7 その他

この要領に基づく、自動販売機設置の募集についてのお問い合わせは、下記担当者までお尋ねください。

〒024-0013 北上市藤沢15地割74番地3

岩手中部水道企業団危機管理課

担当 宮崎 電話0197-62-4213



■ 自動販売機設置場所

1. 特記なき配線は下記のとおり。
- EM-EFF2 0-2C (天井内) 保護管 (P.F.22)
 - EM-EFF2 0-3C (天井内) 保護管 (P.F.22)
 - EM-EFF2 0-3C (OAフロア内) 保護管 (P.F.22)
2. ケーブル敷設において壁内配管 (P.F.管) 保護のこと。
3. 防火区间保護箇所は構造に熱遮ること。
4. 特記なきシボルは下記のとおり。
- ①: 緊急コンセント (2P 15A-2)
 - ②: 緊急コンセント (2P 15A-2, E)
 - ③: 緊急コンセント (2P 15A-2, E, ET付)
 - ④: 緊急コンセント (2P 20A-1, E)
 - ⑤: 緊急コンセント (2P 15A-1, E, ET付)
 - ⑥: ハーネス用ハッピ (2P 15A-2 接栓止め, E付, キャブタイヤケーブル長さ3m)
 - ⑦: ハーネス用ハッピ (2P 15A-4 接栓止め, E付, キャブタイヤケーブル長さ3m)
 - ⑧: ハーネス用ジョントラップ (2P 15A-2 分岐)
 - ⑨: ジュイントボックス (アクトレットボックス中規格D 4.4)
 - ⑩: ダイキンボックス (アクトレットボックス中規格D 5.4)
 - 電動水栓混合栓 (機械設置工事)
- ⑪: 一般回路 1φ 2W 100V を示す。
- ⑫: 一般回路 1φ 2W 200V を示す。

工事名称	図面番号
岩手中部水道企業団	
図面名称	縮尺
A1 1:100	A3 1:200